

府政共生第928号
26文科初第708号
雇児発1001第2号
平成26年10月1日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長
各指定都市・中核市教育委員会
殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
武川光夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
安藤よし子

（印影印刷）

子ども・子育て支援法の一部（附則第7条ただし書及び附則第8条ただし書）の施行等について（通知）

平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第7条ただし書及び附則第8条ただし書の規定については、子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令（平成26年政令第310号）により、本日施行されました。

これらの規定の内容については下記のとおりですので、各位におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するなど、その運用に遺漏のないよう配慮願

います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 法附則第7条ただし書関係

法の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の規定による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園（国の設置するものを除き、法の施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）、幼稚園（国の設置するものを除き、法の施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法の施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）については、法の施行日に、法第27条第1項の確認があったものとみなすこととされているが、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が法の施行日の前日までに、別段の申出をしたときは、この限りでないこととしたこと。

第二 法附則第8条ただし書関係

法の施行の際現に旧児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村については、法の施行日に、家庭的保育に係る法第29条第1項の確認があったものとみなすこととされているが、当該市町村が法の施行日の前日までに、別段の申出をしたときは、この限りでないこととしたこと。

第三 留意事項

上記第一の別段の申出については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）附則第4条で定めるところにより行うこと。

（参考）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

附 則

（特定教育・保育施設に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の規定による改正前の認定こども園法第七条第一項に規定する認定こども園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）、幼稚園（国の

設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第六条の規定による改正前の児童福祉法(次条及び附則第十条第一項において「旧児童福祉法」という。)第三十九条第一項に規定する保育所(施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)については、施行日に、第二十七条第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(特定地域型保育事業者に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村については、施行日に、家庭的保育に係る第二十九条第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該市町村が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)

附 則

(教育・保育施設の別段の申出)

第四条 法附則第七条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申請書を当該申出に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の所在地を管轄する市町村長に提出して行うものとする。

- 一 当該申出に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の名称及び所在地並びにその設置者及び管理者の氏名及び住所
- 二 法附則第七条本文の規定に係る確認を不要とする旨

本件担当：内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL: 03-5253-2111(代表)内線38350

FAX: 03-3581-2521